

立川市都市計画審議会

平成30年3月26日（月）

○日 時 平成30年3月26日(月曜日)午後2時00分

場 所 立川市役所 208・209会議室

○出席委員(13名)

会 長 13番 古 川 公 毅 君

副 会 長 8番 高 橋 賢 一 君

1番 稲 橋 ゆみ子 君

2番 江 口 元 気 君

3番 片 野 勸 君

4番 小 松 清 廣 君

5番 佐 藤 淳 一 君

6番 須 崎 八 朗 君

9番 永 元 須摩子 君

10番 中 山 ひと美 君

14番 古 屋 直 彦 君

16番 松 本 ま き 君

17番 水 野 理 沙 君

○欠席委員(4名)

7番 鈴 木 豊 君

11番 廣 瀬 武 生 君

12番 古 市 壮 吾 君

15番 増 田 哲 生 君

*古市委員の代理として青山交通課長が出席

○出席説明員

市 長 清 水 庄 平 君

副 市 長 田 中 良 明 君

まちづくり部長 小 倉 秀 夫 君

都市計画課長 卯 月 寿 一 君

都市計画係長 串 田 直 隆 君

都市計画係 早 井 智 子 君

都市計画係 村 尾 充 宏 君

都市計画係 塩 塚 晃 君

○議事次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

1. 案件審査会

諮問第5号

立川都市計画 一団地の住宅施設の変更(けやき台第一 一団地の住宅施設) (案)について(立川市決定)

4 閉 会

開会 午後2時00分

○卯月都市計画課長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたが、審議会の開催前に報告事項がございます。

本年2月の人事異動により、古市壮吾様が立川警察署長に着任されました。これにより、これまでの松永委員にかわり、本日付で古市署長に都市計画審議会委員に就任していただきます。

なお、本日、公務のため欠席と連絡をいただいております。古市委員の代理といたしまして、本日は青山交通課長にご出席いただいております。

また、本日は鈴木委員と増田委員が欠席ということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより立川市都市計画審議会を開催したいと存じます。

審議会開催に当たり、市長からご挨拶を申し上げます。

○清水市長 こんにちは。本日は年度末で大変それぞれの皆さんお忙しいところ、都市計画審議会開催をしていただきまして、大変ありがとうございます。日ごろから、まちづくり、あるいはこの審議会の運営につきましてご協力をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

現在、本市では、けやき台小学校と若葉小学校の統合を進めております。新たに若葉台小学校を4月に開校する予定になっております。若葉台小学校は、今後3年間、現在の若葉小学校の校舎を使用いたしますけれども、その間、けやき台小学校の敷地に新校舎を建設して、平成33年3月の完成を予定しているところでございます。本日も審議いただく諮問案件は、この若葉台小学校新校舎の建設工事に当たりまして、変更が必要な都市計画などについて整理を行うものでございます。

詳しくは担当からご説明を申し上げますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○卯月都市計画課長 ありがとうございます。

では、会長、進行をよろしくお願いいたします。

○古川会長 それでは、案件審査会を開催いたします。

○卯月都市計画課長 では最初に、清水立川市長より諮問をお願いいたします。

○清水市長 立川市都市計画審議会会長 古川公毅殿。立川市長 清水庄平。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に下記の事項について諮問します。

記。

1 諮問第5号「立川都市計画 一団地の住宅施設の変更（けやき台第一 一団地の住宅施設）（案）について（立川市決定）」。

諮問理由。

けやき台第一 一団地の住宅施設は、立川駅から北東に約3km、立川市若葉町1丁目に位置する約12.5haの区域です。東京における住宅難の緩和を図り、優良なる住宅環境を構成するため、昭和40年11月11日に都市計画決定されたものです。

この区域内にあるけやき台小学校が区域外の若葉小学校と統合することとなり、新たな校舎を現在のけやき台小学校の位置に建設いたします。平成30年度中に着工し、平成33年3月の完成を予定しております。

この新校舎には学童保育所が設置されますが、現行の計画には共同施設に学童保育所の記載がないことから、今回改めて共同施設に学童保育所を追記する変更を行うものです。

併せて、公共下水道の整備に伴い不要となった汚水処理場の廃止等、けやき台第一 一団地の住宅施設に必要な共同施設の整理等を反映し変更することとしたいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、貴審議会に諮問するものです。

以上。どうぞよろしく。

○古川会長 大変重要な課題をお受けいたしました。

それでは、傍聴人はいらっしゃいますか、きょうは。

（「いらっしゃいません」と呼ぶ者あり）

○古川会長 それでは、案件審査に入ります。

本日審議いたします案件は、諮問第5号「立川都市計画 一団地の住宅施設の変更（けやき台第一 一団地の住宅施設）（案）について（立川市決定）」でございます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○卯月都市計画課長 それでは、事務局より、立川都市計画 一団地の住宅施設（けやき台第一 一団地の住宅施設）の変更について、ご説明をいたします。

説明が長くなりますので、着座して説明させていただきます。

本日は、画面の3点について、順次ご説明させていただきます。

まず初めに、現在都市計画決定されている、けやき台第一 一団地の住宅施設について説明いたします。

けやき台第一 一団地の住宅施設は、立川駅から北東に約3km、立川市若葉町1丁目に位置します公団けやき台団地及び市立けやき台小学校を含む一帯の、約12.5haが区域となっております。東京における住宅難の緩和を図り、優良なる住宅環境を構成するため、昭和40年11月11日に都市計画決定されたものです。

画面は、現在のけやき台第一 一団地の住宅施設の都市計画決定の計画書の内容でございます。けやき台第一 一団地の住宅施設では、名称、位置、地積、団地面積に対する建築密度として建築面積割合と延べ面積割合、住宅階建と表記されている階数、別紙図面表示として、壁面の位置等、住宅の予定戸数を定めております。また、居住者の生活の利便の増進のために必要な施設として、共同施設が定められております。

こちらは、現在のけやき台第一 一団地の住宅施設の都市計画決定の計画図でございます。住宅については、先ほどの計画書にあった壁面の位置について定めるために、主に南北方向の隣棟間隔が記載されております。また、共同施設については、配置の方針として、先ほどの計画書に基本的な考え方が施設の種類や数として記載され、計画図にはおおむねの位置が記載されております。

それでは、現在の都市計画決定からの変更内容についてご説明いたします。

1点目は、学童保育所の共同施設への追記についてです。

区域内のけやき台小学校は区域外の若葉小学校と統合され、若葉台小学校となります。この両校の統合に伴い、現在のけやき台小学校の敷地に新校舎を建設することになります。平成29年度から新校舎の基本設計を進めており、平成30年度中に着工し、平成33年3月の完成を予定しております。

この新校舎には学童保育所が設置されますが、現在の計画には共同施設に学童保育所の記載がないことから、今回改めて共同施設に学童保育所を追記する変更を行うものがございます。

2点目は、汚水処理場の削除についてです。

昭和40年の一団地の住宅施設の都市計画決定当時には、公共下水道が整備されていなかったため、共同施設として汚水処理場が整備されておりました。

その後、周辺では、昭和54年に公共下水道管の整備に着手し、平成4年度までに公共下水道が供用開始されました。これに伴い不要となった汚水処理場は廃止され、撤去されました。

今後、汚水処理場を設置する可能性はないことから、1点目の変更とあわせて、共同施設から汚水処理場を削除するものでございます。

3点目は、町名地番の変更についてです。

本地区は、昭和46年に町名地番が変更されており、所在が砂川町34番地から若葉町1丁目となっていることから、1点目、2点目の変更に合わせて、計画書の位置を変更するものでございます。

なお、町名地番変更の時期につきまして、昨年11月1日に開催いたしました案件説明会では昭和45年と説明しておりましたが、正しくは46年でございます。おわびして訂正いたします。

4点目は、駐在所の追加についてです。こちらは、11月1日に開催いたしました案件説明会以降の変更箇所でございます。

この駐在所の前身となる派出所は、団地開設後間もなく開設されたものですが、これまで一団地の住宅施設における共同施設としての位置づけは行われずにおりました。

今回、関係機関との協議により、区域内に現存する駐在所は今後も存続が見込まれることから、都市計画の一団地の住宅施設の共同施設として計画書に位置づけ、計画図にもおおむねの位置を記載することとしたものでございます。

それでは、具体的な変更箇所について、お手元にお配りしております都市計画決定図書でご説明いたします。

お手元の都市計画決定図書の1ページをごらんください。

画面では、赤囲みの部分が変更箇所、特に赤で着色している部分が、昨年11月1日の都市計画審議会にてご説明させていただいた時点からの変更箇所となっております。

左上から順に、位置の欄では、これまで「立川市砂川町34地内」から、現在の町名地番の「立川市若葉町1丁目地内」に変更いたします。

共同施設については、これまでの汚水処理場1を削除し、学童保育所1、駐在所1を追加しております。

また、これとともに、欄外の理由欄について必要な修正をしております。

都市計画決定書の2ページをごらんください。新旧対応表をご説明いたします。

上から順に、計画書と同様、位置の欄では「砂川町34」を「若葉町1丁目」に変更したことを示しております。

共同施設の欄では、汚水処理場1を削除し、学童保育所1、駐在所1を追加したことを示しております。

都市計画決定図書の3ページをごらんください。変更概要をご説明いたします。

位置の欄では「砂川町34」を「若葉町1丁目」に変更しており、摘要の欄につきましては、町名地番変更の時期について、昭和46年としております。この部分について、案件説明会から訂正が入っているところがございます。

共同施設の欄では、汚水処理場1を削除し、学童保育所1と駐在所1を追加しております。この駐在所の追加に伴い、共同施設の摘要の欄に、昨年11月1日の都市計画審議会にて説明させていただいた内容から、赤着色部分について、必要な修正を行っております。

次に、都市計画決定図書の4ページをごらんください。計画図の主な変更箇所をご説明いたします。

画面左上の赤囲みの部分は小学校の区域を示しており、新校舎建設に伴い学童保育所が設置されることから、計画図においても「学童保育所」という表記を追記しております。

画面右下の赤囲みの部分は汚水処理場があった区域を示しており、既に撤去されていることから、これまでの計画図に記載されていた「汚水処理場」という表記を削除しております。

画面右上の赤く囲み着色した部分は駐在所の区域を示しております。今回の都市計画変更により計画書の共同施設に位置づけることとしましたので、計画図に「駐在所」という表記をおおむねの位置で追記しております。

以上が計画書・計画図における変更内容でございます。

最後に、これまで行ってまいりました手続についてご説明いたします。

昨年11月1日の都市計画審議会において案件説明をさせていただいた後、原案について、11月9日に立川市以外の地権者であるUR都市機構に照会をいたしました。なお、UR都市機構からは、12月12日に、原案に対して意見ない旨の回答を得ております。

その後、12月26日に都市計画法第19条の3項に基づき東京都知事との協議を行い、本年1月15日に意見ない旨の回答を得ております。

2月13日からは、都市計画法第17条に基づき都市計画案を公告し、2週間の縦覧を行うとともに、意見書の受け付けを行いました。期間中、1名の方が縦覧に見えました。なお、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上になります。

○古川会長 説明は終了しました。

それでは、諮問第5号「立川都市計画 一団地の住宅施設の変更（けやき台第一 一団地の住宅施設）（案）について（立川市決定）」について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

どうぞ。

○永元委員 今ご説明いただきました中で、一番最後の4ページの地図のところで見られるんですけども、新たに駐在所というのが書き加えられていますね。こういう団地の中にはこういう駐在所みたいのを位置づけなければいけないという定めとかあって、それで今回改めて、この団地の住宅施設の中に駐在所が定義づけられるという、そういう解釈でいいのかなのか。また、その経緯についても。駐在所も、前のときはもう少し西側のほうにあったかなと思うんですが、今移られたのは、少し団地から、ちょっとだけですけども、外れているんですけども、それも団地の住宅施設として定めるということをご承知すればよろしいということでしょうか。ご見解をお示してください。

○古川会長 お願いします。

○卯月都市計画課長 まず、駐在所につきましては、共同施設というもののなかで位置づける、今回位置づけさせていただいています。これ、必ずしも位置づける必要はないと考えておりますが、今回、東京都と協議した中で、位置づけることといたしました。

位置については、従前あったところと変わっているということですが、あくまで今回の変更を行った時点であるところに位置づけという形で示させていただいております。

以上でございます。

○永元委員 わかりました。結構です。ありがとうございます。

○古川会長 ほかにございませんか。

○稲橋委員 今のことに関連して。今ご説明になった駐在所のこと、状況はわかりました。今この場所が、小学校の統合がある中で、いろいろと子供たちの交通問題等が浮上しているとか、そういうことの議論があるんですけども、そういったことに関連して、この位置づけが必要ということで立川市が東京都と協議したという、そういった経緯な

のかどうか。その点について、協議ということの内容を少しご説明いただきたいと思
います。

○古川会長　　お願いします。

○卯月都市計画課長　　駐在所はもともと、けやき台団地への入居開始時期とほぼ同時に、
派出所として設置されておりました。その後、その当時は共同施設として位置づけがな
かったのですが、一団地の住宅施設の中に位置づけてもいいような施設ではございま
した。

その中で、今回の変更にあたりまして、今後もこの一団地の住宅施設の中に引き続き
存在するだろうということを含めた中で、これは東京都と協議して、立川市の中で都市
計画決定で位置づけるとしたもので、改めて現在の状況云々というよりも、現状に合わ
せて変更すると考えております。

以上でございます。

○稲橋委員　　わかりました。

○古川会長　　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長　　それでは、このことについて討論を行います。討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長　　それでは、採決を行いたいと思います。

諮問第5号「立川都市計画 一団地の住宅施設の変更（けやき台第一 一団地の住宅
施設）（案）について（立川市決定）」は、原案のとおりとすることにご異議ございま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長　　それでは、異議なしと認め、諮問第5号については原案のとおりとするこ
とにいたします。

それでは、この場で答申をお渡しすることになりますので、事務局で答申書を作成し
ていただく間、暫時休憩とします。5分程度ですね。じゃ、26分には再開いたします。

（休 憩）

○古川会長　　それじゃ、26分と申し上げたんですが、用意ができたようなので、休憩を
解いて会議を再開します。

それでは、答申書を読み上げ、市長に提出させていただきます。

都市計画について答申。

立川市長 清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長 古川公毅。

平成30年3月26日付、立ま都第1702号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、3月26日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、各委員が忌憚なく意見を述べ、この案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記。

答申。1 諮問第5号 立川都市計画 一団地の住宅施設の変更（けやき台第一 一団地の住宅施設）（案）について（立川市決定）。

原案は妥当である。

以上です。

よろしく申し上げます。

○古川会長 以上で、案件審査会を終了させていただきます。

○卯月都市計画課長 ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

その他の議事録については、省略

○古川会長 それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、立川市都市計画審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後3時43分